

議案第19号

調布市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月28日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

建築基準法等の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定の事務手数料を改めるとともに、所要の改正及び規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市手数料条例の一部を改正する条例

調布市手数料条例（昭和30年調布市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料

手数料を徴収する事項			金額（円）		
1 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る審査	(1) 申請に併せて市長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	ア 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）	5,800		
		イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,800
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,800
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	94,700
				当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	119,000
				当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	148,000
		(イ) 非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500	
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	149,000	

			当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	188,000	
			当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	235,000	
(2) (1) に定める場合以外の場合	ア 一戸建て住宅	(ア) 標準計算法(基準省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準による評価方法をいう。以下この表において同じ。)による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,900	
		(イ) 誘導仕様基準(基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準をいう。以下同じ。)による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,200	
		(ウ) (ア) 及び(イ)の併用による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,200	
	イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	a 標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	329,000
				当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	390,000
				当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	449,000
b 誘導仕様基準による場合			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000	
c a 及びbの併用による場合			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000	
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000			

				当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	256,000
				当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5,000平方メートル未満のもの	304,000
				当該部分の床面積の合計が 2 万 5,000平方メートル以上のもの	354,000
		(イ) 非住宅部分	a 標準入力法 (基準省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準による評価方法をいう。以下この表において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	266,000
				当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	334,000
				当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	431,000
				当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	615,000
				当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	758,000
				当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5,000平方メートル未満のもの	896,000
				当該部分の床面積の合計が 2 万 5,000平方メートル以上のもの	1,020,000
			b モデル建物法 (基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準による評価方法をいう。以下この表において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	102,000
				当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	129,000
				当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	171,000
				当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	276,000
				当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	361,000
				当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5,000平方メートル未満のもの	434,000
				当該部分の床面積の合計が 2 万 5,000平方メートル以上のもの	509,000
2 低炭素化促進法第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る審査	(1) 申請に併せて適合性確認機関が作成した低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	ア 一戸建て住宅			4,100
		イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	8,000
				当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	16,700
				当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	37,000
				当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	66,500
				当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5,000平方メートル未満のもの	83,500

			当該部分の床面積の合計が 2万5,000平方メートル以上のもの	103,000	
		(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300平方 メートル未満のもの	8,000	
			当該部分の床面積の合計が 300平方 メートル以上 1,000平方メートル未 満のもの	13,800	
			当該部分の床面積の合計が 1,000平 方メートル以上 2,000平方メートル 未満のもの	22,200	
			当該部分の床面積の合計が 2,000平 方メートル以上 5,000平方メートル 未満のもの	66,100	
			当該部分の床面積の合計が 5,000平 方メートル以上 1万平方メートル未 満のもの	104,000	
			当該部分の床面積の合計が 1万平方 メートル以上 2万5,000平方メー トル未満のもの	132,000	
			当該部分の床面積の合計が 2万5,000平方メートル以上のもの	165,000	
(2) (1) に定 める場合以 外の場合	ア 一戸 建て住 宅	(ア) 標準計算法に よる場合	当該住宅の床面積の合計が 200平方 メートル未満のもの	28,300	
			当該住宅の床面積の合計が 200平方 メートル以上のもの	31,500	
		(イ) 誘導仕様基準 による場合	当該住宅の床面積の合計が 200平方 メートル未満のもの	14,300	
			当該住宅の床面積の合計が 200平方 メートル以上のもの	15,100	
		(ウ) (ア) 及び (イ) の併用による場 合	当該住宅の床面積の合計が 200平方 メートル未満のもの	21,100	
			当該住宅の床面積の合計が 200平方 メートル以上のもの	23,300	
	イ ア以 外の建 築物	(ア) 住 宅部 分	a 標準 計算法 による 場合	当該部分の床面積の合計が 300平方 メートル未満のもの	56,800
				当該部分の床面積の合計が 300平方 メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	94,600
				当該部分の床面積の合計が 2,000平 方メートル以上 5,000平方メートル 未満のもの	161,000
				当該部分の床面積の合計が 5,000平 方メートル以上 1万平方メートル未 満のもの	231,000
				当該部分の床面積の合計が 1万平方 メートル以上 2万5,000平方メー トル未満のもの	273,000
				当該部分の床面積の合計が 2万5,000平方メートル以上のもの	314,000
			b 誘導 仕様基 準によ る場合	当該部分の床面積の合計が 300平方 メートル未満のもの	26,800
				当該部分の床面積の合計が 300平方 メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	46,500
				当該部分の床面積の合計が 2,000平 方メートル以上 5,000平方メートル 未満のもの	84,800
				当該部分の床面積の合計が 5,000平 方メートル以上のもの	127,000

	c a 及び b の併用による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	42,000	
		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	70,500	
		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	122,000	
		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	179,000	
		当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5,000平方メートル未満のもの	213,000	
		当該部分の床面積の合計が 2 万 5,000平方メートル以上のもの	248,000	
		(イ) 非住宅部分	a 標準入力法による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの
			当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	234,000
			当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	301,000
			当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	430,000
			当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	531,000
			当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5,000平方メートル未満のもの	627,000
			当該部分の床面積の合計が 2 万 5,000平方メートル以上のもの	715,000
		b モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	71,600
			当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	91,100
			当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	119,000
			当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	193,000
			当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	253,000
			当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5,000平方メートル未満のもの	304,000
		当該部分の床面積の合計が 2 万 5,000平方メートル以上のもの	357,000	

備考

- 1 1 に定める低炭素建築物新築等計画の認定の申請に併せて低炭素化促進法第54条第2項の規定による申出があった場合における当該申請に係る審査の事務手数料（以下「低炭素建築物新築等計画認定申請手数料」という。）の額は、1の建築物について1に定める額に別表第3 33の2(1)に定める額（当該申請に係る計画に建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条の3第1項ただし書の規定により、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者（以下

「特定建築基準適合判定資格者」という。)である建築主事等が、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第9条の3の規定による特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査又は建築物の計画(法第20条第1項第4号に掲げる建築物に係るもののうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。)が特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査(以下これらを「特定建築基準適合審査」という。)をする部分が含まれる場合にあっては当該部分ごとと同表33(1)の2に定める額の手数料を加えた額、法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては当該昇降機1基について同表33の2(3)又は(4)に定める額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額とする。

- 2 前項の規定は、2に定める低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る審査の事務手数料(以下「低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料」という。)の額について準用する。この場合において、前項中「1に定める低炭素建築物新築等計画」とあるのは「2に定める低炭素建築物新築等計画の変更」と、「第54条第2項」とあるのは「第55条第2項において準用する低炭素化促進法第54条第2項」と、「1に定める額」とあるのは「2に定める額」と読み替えるものとする。
- 3 住戸の数が1である複合建築物(非住宅部分及び住宅部分を有する建築物をいう。以下同じ。)における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、住宅部分を一戸建て住宅とみなして算出した額とする。

## 別表第2(第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務手数料

手数料を徴収する事項			金額(円)
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書の規定による特定建築行為に係る審査(法第6条第4項又は第18条第3項の規定による審査に含まれる場合に限る。)	(1) 一戸建て住宅	当該住宅の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,500
		当該住宅の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	4,700
		当該住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	7,800
		当該住宅の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	9,400
	(2) (1)以外の住宅	当該住宅の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	4,300
		当該住宅の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	8,200
		当該住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	13,300
		当該住宅の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	15,900
		当該住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	22,300
		当該住宅の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	31,300
		当該住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	50,100
		当該住宅の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	68,900

2 建築物 省エネ法 第11条第 1項又は 第12条第 2項の規定による 建築物エ ネルギー 消費性能 適合性判 定	(1) 計画の 提出又は 通知に併 せて建築 物省エネ 法第10条 第1項に 規定する 基準に適 合している ことを示 す書類と して市長 が定める ものが提 出された 場合	ア 一戸建て住宅		5,800	
		イ ア以 外の建 築物	(ア) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	11,300
				当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	23,800
				当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	52,800
				当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	94,700
				当該部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上 2万 5,000平方メートル未満のもの	119,000
				当該部分の床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの	148,000
		(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	11,300	
			当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	19,500	
			当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	31,600	
			当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	94,300	
			当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	149,000	
			当該部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上 2万 5,000平方メートル未満のもの	188,000	
			当該部分の床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの	235,000	
	(2) (1) 以 外の場合		ア 一戸 建て住 宅	(ア) 標準計算法（基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準による評価方法又は基準省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準による評価方法をいう。以下この表(4及び5を除く。)において同じ。）による場合	当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル未満のもの
		当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル以上のもの			44,900
		(イ) 仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	20,700	
			当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	22,200	
		(ウ) (ア) 及び (イ) の併用による場合	当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	30,100	
			当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	33,200	



イ ア以 外の建 築物	(ア) 住宅 部分	a 標準計 算法によ る場合	当該部分の床面積の合計が 300平方 メートル未満のもの	81,000
			当該部分の床面積の合計が 300平方 メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	135,000
			当該部分の床面積の合計が 2,000平 方メートル以上 5,000平方メートル 未満のもの	229,000
			当該部分の床面積の合計が 5,000平 方メートル以上 1 万平方メートル未 満のもの	329,000
			当該部分の床面積の合計が 1 万平方 メートル以上 2 万 5,000平方メー トル未満のもの	390,000
			当該部分の床面積の合計が 2 万 5,000平方メートル以上のもの	449,000
		b 仕様基 準又は誘 導仕様基 準による 場合	当該部分の床面積の合計が 300平方 メートル未満のもの	38,700
			当該部分の床面積の合計が 300平方 メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	66,900
			当該部分の床面積の合計が 2,000平 方メートル以上 5,000平方メートル 未満のもの	120,000
			当該部分の床面積の合計が 5,000平 方メートル以上のもの	183,000
		c a 及び b の併用 による場 合	当該部分の床面積の合計が 300平方 メートル未満のもの	59,800
			当該部分の床面積の合計が 300平方 メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	100,000
			当該部分の床面積の合計が 2,000平 方メートル以上 5,000平方メートル 未満のもの	175,000
			当該部分の床面積の合計が 5,000平 方メートル以上 1 万平方メートル未 満のもの	256,000
			当該部分の床面積の合計が 1 万平方 メートル以上 2 万 5,000平方メー トル未満のもの	304,000
			当該部分の床面積の合計が 2 万 5,000平方メートル以上のもの	354,000
		(イ) 非住宅部分の用 途が工場等（工場、 危険物の貯蔵又は 処理に供するもの、 水産物の増殖場又 は養殖場、倉庫、 卸売市場及び火葬 場、と畜場、汚物 処理場、ごみ焼却 場その他の処理施 設をいう。以下同 じ。）のみの場合	当該部分の床面積の合計が 300平方 メートル未満のもの	11,300
			当該部分の床面積の合計が 300平方 メートル以上 1,000平方メートル未 満のもの	19,500
	当該部分の床面積の合計が 1,000平 方メートル以上 2,000平方メートル 未満のもの		31,600	
	当該部分の床面積の合計が 2,000平 方メートル以上 5,000平方メートル 未満のもの		94,300	
	当該部分の床面積の合計が 5,000平 方メートル以上 1 万平方メートル未 満のもの		149,000	
	当該部分の床面積の合計が 1 万平方 メートル以上 2 万 5,000平方メー トル未満のもの		188,000	
	当該部分の床面積の合計が 2 万 5,000平方メートル以上のもの		235,000	

		(ウ) (イ) 以外の非住宅部分の場合	a 標準入力法（基準省令第1条第1項第1号イの基準による評価方法又は基準省令第10条第1号ロ(1)の基準による評価方法をいう。以下この表（4及び5を除く。）において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	266,000
				当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	334,000
				当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	431,000
				当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	615,000
				当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	758,000
				当該部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上 2万 5,000平方メートル未満のもの	896,000
				当該部分の床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの	1,020,000
			b モデル建物法（基準省令第1条第1項第1号ロの基準による評価方法又は基準省令第10条第1号ロ(2)の基準による評価方法をいう。以下この表（4及び5を除く。）において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	102,000
				当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	129,000
				当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	171,000
				当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	276,000
				当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	361,000
				当該部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上 2万 5,000平方メートル未満のもの	434,000
				当該部分の床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの	509,000
3 建築物省エネ法第11条第2項又は第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	(1) 変更計画の提出又は通知に併せて建築物省エネ法第10条第1項に規定する基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合	ア 一戸建て住宅			4,100
		イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	8,000
				当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	16,700
				当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	37,000
				当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	66,500
				当該部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上 2万 5,000平方メートル未満のもの	83,500
				当該部分の床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの	103,000

(2) (1) 以外の場合	ア 一戸建て住宅	(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	8,000
			当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	13,800
			当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	22,200
			当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	66,100
			当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	104,000
			当該部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上 2万 5,000平方メートル未満のもの	132,000
			当該部分の床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの	165,000
	イ ア以外の建築物	(ア) 標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	28,300
			当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	31,500
		(イ) 仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	14,300
			当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	15,100
		(ウ) (ア) 及び (イ) の併用による場合	当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	21,100
			当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	23,300
	(イ) 住宅部分	a 標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	56,800
当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの			94,600	
当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの			161,000	
当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの			231,000	
当該部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上 2万 5,000平方メートル未満のもの			273,000	
当該部分の床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの			314,000	
b 仕様基準又は誘導仕様基準による場合			当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	26,800
		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	46,500	
		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	84,800	
当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの		127,000		

c a 及び b の併用 による場 合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	42,000	
	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	70,500	
	当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	122,000	
	当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	179,000	
	当該部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上 2万 5,000平方メートル未満のもの	213,000	
	当該部分の床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの	248,000	
(イ) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	8,000	
	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	13,800	
	当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	22,200	
	当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	66,100	
	当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	104,000	
	当該部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上 2万 5,000平方メートル未満のもの	132,000	
	当該部分の床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの	165,000	
(ウ) (イ) 以外の非住宅部分の場合	a 標準入力法による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	186,000
	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	234,000	
	当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	301,000	
	当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	430,000	
	当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	531,000	
	当該部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上 2万 5,000平方メートル未満のもの	627,000	
	当該部分の床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの	715,000	

			b モデル 建物法に よる場合	当該部分の床面積の合計が 300平方 メートル未満のもの	71,600
				当該部分の床面積の合計が 300平方 メートル以上 1,000平方メートル未 満のもの	91,100
				当該部分の床面積の合計が 1,000平 方メートル以上 2,000平方メートル 未満のもの	119,000
				当該部分の床面積の合計が 2,000平 方メートル以上 5,000平方メートル 未満のもの	193,000
				当該部分の床面積の合計が 5,000平 方メートル以上 1万平方メートル未 満のもの	253,000
				当該部分の床面積の合計が 1万平方 メートル以上 2万 5,000平方メー トル未満のもの	304,000
				当該部分の床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの	357,000
4 建築物 省エネ法 第30条第 1項の規 定による 建築物エ ネルギー 消費性能 向上計画 の認定の 申請に係 る審査	(1) 申請に 併せて建 築物省エ ネ法第30 条第1項 各号に掲 げる基準 に適合し ているこ を示す書 類として 市長が 定めるも のが提出 された場 合	ア 一戸建て住宅			5,800
		イ ア以 外の建 築物	(ア) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300平方 メートル未満のもの	11,300
				当該部分の床面積の合計が 300平方 メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	23,800
				当該部分の床面積の合計が 2,000平 方メートル以上 5,000平方メートル 未満のもの	52,800
				当該部分の床面積の合計が 5,000平 方メートル以上 1万平方メートル未 満のもの	94,700
				当該部分の床面積の合計が 1万平方 メートル以上 2万 5,000平方メー トル未満のもの	119,000
				当該部分の床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの	148,000
			(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300平方 メートル未満のもの	11,300
				当該部分の床面積の合計が 300平方 メートル以上 1,000平方メートル未 満のもの	19,500
				当該部分の床面積の合計が 1,000平 方メートル以上 2,000平方メートル 未満のもの	31,600
				当該部分の床面積の合計が 2,000平 方メートル以上 5,000平方メートル 未満のもの	94,300
				当該部分の床面積の合計が 5,000平 方メートル以上 1万平方メートル未 満のもの	149,000
				当該部分の床面積の合計が 1万平方 メートル以上 2万 5,000平方メー トル未満のもの	188,000
				当該部分の床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの	235,000

(2) (1) 以外の場合	ア 一戸建て住宅	(ア) 標準計算法(基準省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準による評価方法をいう。以下この表4及び5において同じ。)による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,900	
		(イ) 誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,200	
		(ウ) (ア) 及び (イ) の併用による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,200	
	イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	a 標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	329,000
				当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	390,000
				当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	449,000
		b 誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000	
		c a 及び b の併用による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000	
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000				
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	256,000				
当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	304,000				
当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	354,000				

			(イ) 非住宅部分	a 標準入力法（基準省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準による評価方法をいう。以下この表5において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	266,000
					当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	334,000
					当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	431,000
					当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	615,000
					当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	758,000
					当該部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上 2万 5,000平方メートル未満のもの	896,000
					当該部分の床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの	1,020,000
				b モデル建物法（基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準による評価方法をいう。以下この表5において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	102,000
					当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	129,000
					当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	171,000
					当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	276,000
					当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	361,000
					当該部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上 2万 5,000平方メートル未満のもの	434,000
					当該部分の床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの	509,000
					5 建築物省エネ法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の申請に係る審査	(1) 申請に併せて建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合
イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	8,000			
		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	16,700			
		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	37,000			
		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	66,500			
		当該部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上 2万 5,000平方メートル未満のもの	83,500			
		当該部分の床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの	103,000			

		(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	8,000
			当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	13,800
			当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	22,200
			当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	66,100
			当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	104,000
			当該部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上 2万 5,000平方メートル未満のもの	132,000
			当該部分の床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの	165,000
(2) (1) 以外の場合	ア 一戸建て住宅	(ア) 標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	28,300
			当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	31,500
		(イ) 誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	14,300
			当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	15,100
		(ウ) (ア) 及び (イ) の併用による場合	当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	21,100
			当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	23,300
		イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	a 標準計算法による場合
当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	94,600			
当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	161,000			
当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	231,000			
当該部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上 2万 5,000平方メートル未満のもの	273,000			
当該部分の床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの	314,000			
当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	26,800			
b 誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの			46,500
	当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの			84,800
	当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの			127,000



	c a 及び b の併用による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	42,000	
		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	70,500	
		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	122,000	
		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	179,000	
		当該部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上 2万 5,000平方メートル未満のもの	213,000	
		当該部分の床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの	248,000	
	(イ) 非住宅部分	a 標準入力法による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	186,000
			当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	234,000
			当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	301,000
			当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	430,000
			当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	531,000
			当該部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上 2万 5,000平方メートル未満のもの	627,000
			当該部分の床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの	715,000
			b モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの
当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	91,100			
当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	119,000			
当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	193,000			
当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	253,000			
当該部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上 2万 5,000平方メートル未満のもの	304,000			
当該部分の床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの	357,000			

6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更になっていることの証明	(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に規定する軽微な変更に関する事項を申請していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合	ア 一戸建て住宅		4,100	
		イ ア以外の建築物	(7) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	8,000
				当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	16,700
				当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	37,000
				当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	66,500
				当該部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上 2万 5,000平方メートル未満のもの	83,500
				当該部分の床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの	103,000
		(4) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	8,000	
			当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	13,800	
			当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	22,200	
			当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	66,100	
			当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	104,000	
			当該部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上 2万 5,000平方メートル未満のもの	132,000	
			当該部分の床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの	165,000	
	(2) (1) 以外の場合		ア 一戸建て住宅	(7) 標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル未満のもの
		当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル以上のもの			31,500
		(4) 仕様基準又は誘導仕様基準による場合		当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	14,300
				当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	15,100
		(7) (7) 及び (4) の併用による場合	当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	21,100	
			当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	23,300	
イ ア以外の建築物		(7) 住宅部分	a 標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	56,800
			当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	94,600	

		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	161,000
		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	231,000
		当該部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上 2万 5,000平方メートル未満のもの	273,000
		当該部分の床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの	314,000
	b 仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	26,800
		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	46,500
		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	84,800
		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	127,000
	c a及びbの併用による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	42,000
		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	70,500
		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	122,000
		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	179,000
		当該部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上 2万 5,000平方メートル未満のもの	213,000
		当該部分の床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの	248,000
	(イ) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	8,000
		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	13,800
		当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	22,200
		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	66,100
		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	104,000
		当該部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上 2万 5,000平方メートル未満のもの	132,000
		当該部分の床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの	165,000

		(ウ) (イ) 以外の非住宅部分の場合	a 標準入力法による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	186,000
				当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	234,000
				当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	301,000
				当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	430,000
				当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	531,000
				当該部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上 2万 5,000平方メートル未満のもの	627,000
				当該部分の床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの	715,000
			b モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	71,600
				当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	91,100
				当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	119,000
				当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	193,000
				当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	253,000
				当該部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上 2万 5,000平方メートル未満のもの	304,000
				当該部分の床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの	357,000

備考

- 1 建築物エネルギー消費性能適合性判定の事務手数料，建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の事務手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明の事務手数料（以下「適合性判定手数料等」という。）の額は，居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合にあっては，複合建築物の共用部分は非住宅部分とみなして算出した額とする。
- 2 適合性判定手数料等の額は，建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって，その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の場合にあっては，当該部分を含む床面積の合計により算出した額とする。
- 3 適合性判定手数料等の額は，非住宅部分の一部に工場等の用途を含む1の建築物の場合にあっては，非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分により算出した額とする。
- 4 4に定める建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に併せて建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出があった場合における当該申請に係る審査の事務手数料（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料」という。）の額は，1の建築物について4に定める額に次表33の2（1）に定める額

(当該申請に係る計画に特定建築基準適合判定資格者である建築主事等が特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合にあつては当該部分ごとに同表33の2(2)に定める額の手数料を加えた額、法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては当該昇降機1基について同表33の2(3)又は(4)に定める額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額とする。

- 5 前項の規定は、5に定める建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る審査の事務手数料(以下「建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料」という。)の額について準用する。この場合において、前項中「4に定める建築物エネルギー消費性能向上計画」とあるのは「5に定める建築物エネルギー消費性能向上計画の変更」と、「第30条第2項」とあるのは「第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項」と、「4に定める額」とあるのは「5に定める額」と読み替えるものとする。
- 6 建築物省エネ法第29条第3項に規定する申請建築物に自他供給型熱源機器等を設ける場合における認定の申請に関する事務手数料の額は、同項に規定する申請建築物を1の建築物として算定した額と、当該申請に係る他の建築物(同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。)を1の建築物として棟ごとに算定した額とを合算した額とする。
- 7 建築物省エネ法第31条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更をする場合における事務手数料の額は、当該変更のある建築物(国土交通省令で定める軽微な変更をする建築物を除く。)を1の建築物として棟ごとに算定した額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物を新たに追加する場合における当該他の建築物に係る事務手数料の額は、4に定めるところによる。
- 8 建築物省エネ法第30条第1項の規定による認定を受けた他の建築物に関する建築物エネルギー消費性能適合性判定の事務手数料の額は、エネルギー消費性能の評価方法が当該認定と同じ場合に限り、当該他の建築物の非住宅部分の用途を工場等のみの場合とみなして算出した額とする。
- 9 建築物省エネ法第30条第1項の規定による認定を受けた他の建築物に関する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の事務手数料の額は、エネルギー消費性能の評価方法が当該認定と同じ場合に限り、当該他の建築物の非住宅部分の用途を工場等のみの場合とみなして算出した額とする。
- 10 適合性判定手数料等、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の算出において共同住宅の共用部分を除く場合にあつては、当該共用部分の床面積を減じて得た床面積により算出した額とする。
- 11 住戸の数が1である複合建築物における適合性判定手数料等、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、住宅部分を1戸建て住宅とみなして算出した額とする。
- 12 複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条第1項に規定する用途である場合における当該非住宅部分の適合性判定手数料等は、当該非住宅部分の用途を工場等のみの場合とみなして算出した額とする。

別表第3 33の部中「及び建築基準法施行令」を削り、同部(1)の項中「5,600」を「6,900」に、「9,400」を「13,000」に、「14,000」を「21,000」に、「19,000」を「25,000」に改め、同部(6)の項中「11,000」を「15,000」に、「12,000」を「17,000」に、「16,000」を「25,000」に、「23,000」を「31,000」に改め、同部(9)の項中「9,900」を「12,000」に、「11,000」を「16,000」に、

「  
| 15,000 |  
」

を

「  
| 23,000 |  
」

に、「21,000」を「29,000」に改め、同表33の2の部中「及び建築基準法施行令」を削り、同部(1)の項中「5,600」を

「6,900」に、「9,400」を「13,000」に、「14,000」を「21,000」に、「19,000」を「25,000」に改め、同部(7)の項中「11,000」を「15,000」に、「12,000」を「17,000」に、「16,000」を「25,000」に、「23,000」を「31,000」に改め、同部(10)の項中「9,900」を「12,000」に、「11,000」を「16,000」に、

「  
| 15,000 |  
」

を

「  
| 23,000 |  
」

に、「21,000」を「29,000」に改め、同表34の部中「法に基づく」を「法及び建築基準法施行令に基づく」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。